

放送システム委員会報告(案)に対する意見及びその考え方(案)

- 「放送システム委員会報告(案)に対する意見の募集」(※)に対し、4件の意見の提出があった。
- 提出された意見及びそれに対する放送システム委員会の考え方(案)は、以下のとおり。

※ 「超高精細度テレビジョン放送システム等の高画質化に係る技術的条件」に係る放送システム委員会報告(案)について、平成28年4月9日から5月13日までの間、意見の募集を実施。

放送システム委員会報告(案)に対する意見及びその考え方(案)

別添

意見	委員会の考え方(案)
<p>報告書全体への意見</p>	
<p>○ この報告(案)は、4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合の第二次中間報告を踏まえたものであり、超高精細度テレビジョン放送等の更なる高画質化が進むことを望ましいと考えます。</p> <p>特に、システムの要求条件としてケーブルテレビを含むメディア間の互換性が記述され、また、HDR-TVにおいてもSDR-TVと同等の所要ビットレートで実現されることが明記されたことは、ケーブルテレビ事業者によるHDRへの対応を円滑に進める上でも有効と考えます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者を含む放送サービス関係者の議論により、インターオペラビリティを確保した報告(案)が取りまとめられたことは、大きな意義があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(株式会社ジュピターテレコム)</p>	<p>○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。</p>
<p>○ 超高精細度テレビジョン放送等に係るHDR(ハイダイナミックレンジ)の方式として提案されたHLG方式、PQ方式の2方式について、SDR受信機での互換表示においてHLG方式が優れているように見受けられるものの両方式とも要求条件を満たしており、妥当な技術方式であると考えます。</p> <p>また放送事業者が放送方式としてどちらの方式を採用するかということについては運用規定により決定することが適当と考えます。いずれの方式においても、一般視聴者に混乱をきたさないような受信機的设计製造、および既存のHDR非対応受信機で受信した場合に適切な表示になるような受信機側での対応が必須であると考えます。</p> <p>また、ITUにおいても新たな提案がなされていることから審議内容を十分に注視し、技術革新も踏まえたうえで今後の技術規格に柔軟に反映させていくことが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(関西テレビ放送株式会社)</p>	<p>○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。</p>
<p>3.2. 特殊な映像手法との関係への意見</p>	
<p>○ HDR映像においてはコントラスト比が極めて高くなる可能性があることから、生体への影響等について今後も引き続き検討する必要があると考えます。現行のSDRIにおけるガイドラインを適用することの妥当性等について、国際的な動向を踏まえ放送事業者が自主的に検討することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(関西テレビ放送株式会社)</p>	<p>○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。</p>

参考資料への意見	
<p>○ 詳細な資料であり十分に評価検討されていると思われませんが、PQ方式、HLG方式の両方式におけるHDR-TV対応受信機と非対応受信機に関する比較評価映像等を公開いただく機会をより多く提供いただくことで、さらに納得性が得られるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(関西テレビ放送株式会社)</p>	<p>○ いただいたご意見については、今後の参考として承ります。</p>

このほか、頂いたご意見では、本報告書の内容に対する具体的な反対理由が明らかではないものも2件ありましたが、本報告書は「超高精細度テレビジョン放送システム等の高画質化に係る技術的条件」について検討結果を取りまとめたものであり、ご理解をたまわりたく存じます。